

【専門実践教育訓練給付制度について】

山口大学大学院技術経営研究科は、平成26年10月から給付金が拡充された「専門実践教育訓練講座」として厚生労働省から指定されました。

専門実践教育訓練指定講座名： 技術経営研究科技術経営専攻

内容等概略につきましてご案内いたします。詳細につきましては、必ず別添の厚生労働省発行の「専門実践教育訓練の給付金のご案内」をお読みください。

1. 制度について

一定の条件を満たす雇用保険の被保険者で、専門実践教育訓練講座を受講し、修了した場合、本人が教育訓練施設に支払った経費（入学金と授業料）の一定の割合額（上限あり）をハローワークから支給する制度です。

2. 対象者

原則 2 年以上雇用保険の被保険者であるもの

※対象者に該当するかどうか、教育訓練給付金の受給状況等によりしますので、ハローワークにお問い合わせください。

3. 手続・支給額

■入学前の手続

本制度利用を希望される方は、受講開始日（4月1日）の1か月前までに、本人の住所を管轄するハローワークにて手続してください。（必要書類は別添の「専門実践教育訓練の給付金のご案内」5ページをご確認ください。）

※本研究科では10月と2月に選抜試験がありますが、可否に係わらず先行して受講開始日（4月1日）の1か月前までに手続きを完了してください。
上記手続きを完了しましたら、**新入生オリエンテーション時にハローワークから交付された「教育訓練給付金の受給資格者証(両面)」写しを提出ください。**

■受講中の手続

受講開始日（4月1日）から6か月ごとの期間の末日の翌日から1か月以内に、本人の住所を管轄するハローワークへ支給申請してください。支給申請に必要な書類の一部は事前に工学部学務課学生係から発行します。

◇受講中の支給額 訓練期間2年で上限額64万円

■受講修了後の手続

本研究科を受講修了したときは、受講修了日の翌日から 1 か月以内に本人の住所を管轄するハローワークに支給申請してください。支給申請に必要な書類の一部は事前に工学部学務課学生係から発行します。

なお、本研究科を受講修了し、次の支給要件にあてはまる場合は、本人の住所を管轄するハローワークへ追加給付の支給を申請してください。支給申請に必要な書類の一部は事前に**工学部学務課学生係**から発行します。

支給要件

◇本研究科受講修了日の翌日から 1 年以内に一般被保険者として雇用されたとき

支給申請期間→雇用された日の翌日から 1 か月以内

◇すでに雇用されているとき

支給申請期間→受講修了日の翌日から 1 か月以内

◇受講修了後の支給額 上限額 32 万円

(訓練期間 2 年の上限額 96 万円とすでに受講中支給された上限額 64 万円との差額)

※受講修了前の時期に就職や在職状況を工学部学務課学生係にて確認しますので、その際にご協力ください。

※上記の各手続き・申請は、原則として申請者本人がハローワークにて行います。

※給付金の支給額については、上限額で示しております。

入学後授業料の支払状況などの諸事情により変動することがあります。

4. その他注意事項

■別添の厚生労働省発行の「専門実践教育訓練の給付金のご案内」以外にもハローワークのホームページにも説明がありますので、参照できます。

不明な点はハローワークへお問い合わせください。

■専門実践教育訓練給付金は、申請者本人が支払った金額が対象です。
所属する会社が支払った金額は対象外です。

■受講開始日は各年度 4 月 1 日です。

講座番号	3510005-1420011-8
------	-------------------

山口大学工学部学務課学生係 電話 0836-85-9011